

第 1 章

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国は戦争未亡人対策から始まった母子家庭等対策の抜本的見直しを行い、これまでの「経済的支援」（手当での支給）から「自立の支援」への転換を目指し、平成14年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表しました。平成14年11月には「母子及び寡婦福祉法」を改正し、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備を進めることとしました。

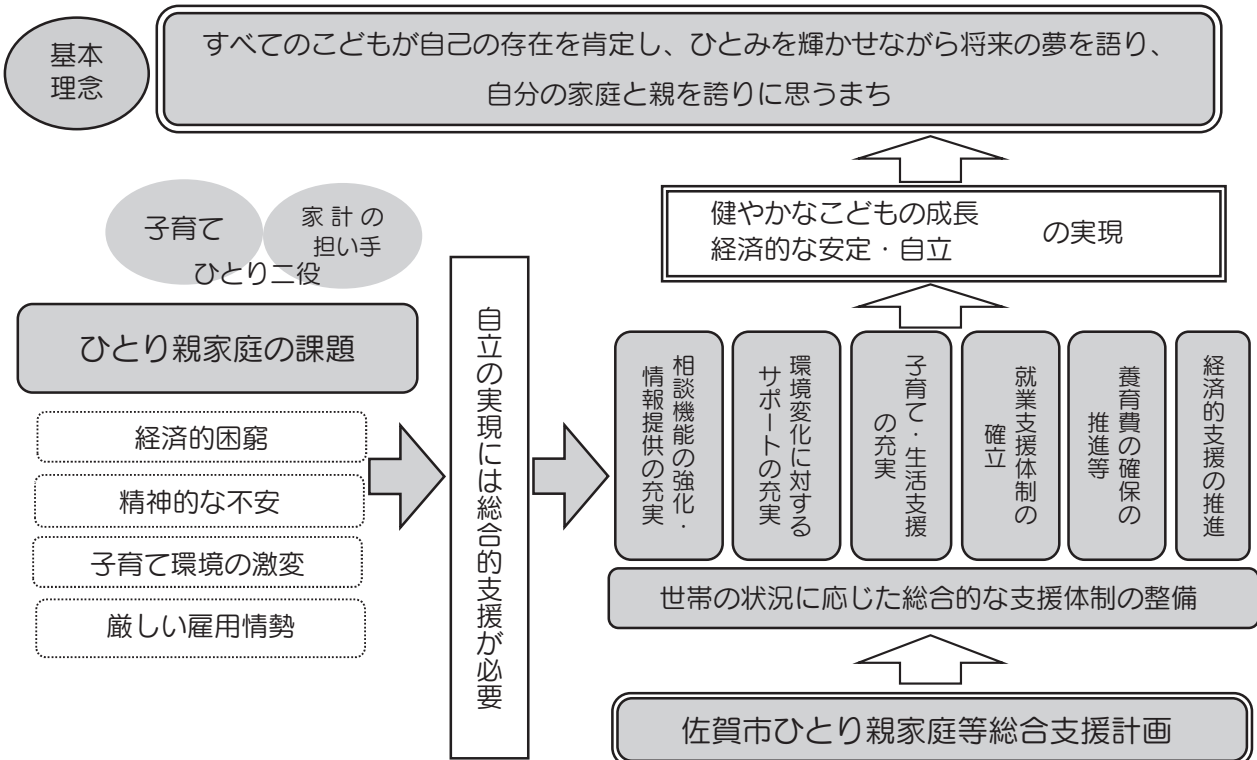
また、平成20年からは、5年間の新たな「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な指針」が定められ、地方公共団体において母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、より一層母子家庭等の支援施策を推進していくことが求められました。これを受けて佐賀市は平成21年度、佐賀市次世代育成支援行動計画に基づいた個別計画として第一次計画、平成27年度に第二次計画を策定しました。

その後、令和2年度から令和6年度までの5カ年の第三次計画を策定し、第一次計画及び第二次計画を引き継いだ形でひとり親家庭等が長期的な展望に立ち、希望を持って新たな生活を築いていけるようにするための各種施策を展開してきました。

ひとり親家庭の親は「子育て」と「家計の担い手」という2つの役割を一人で担っているため、負担が大変大きくなる傾向にあり、様々な困難に直面すると、子どもにも大きな影響が及びます。

このことから、佐賀市においては、ひとり親家庭の現状を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、引き続き自立促進に向けて各種施策を総合的かつ計画的に展開することを目的として、第一次計画、第二次計画、第三次計画を継承しつつ、第四次「佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画」を策定するものです。

《佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画の理念体系図》

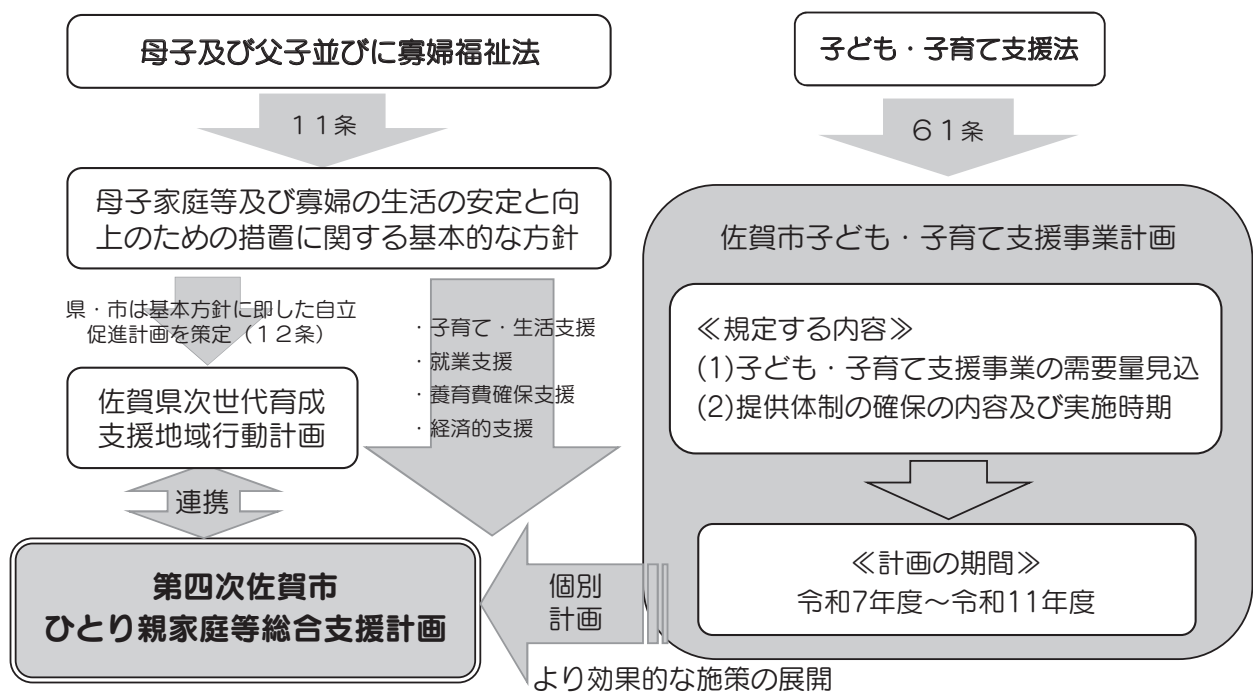


2 計画策定の根拠

佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づき、佐賀市のひとり親家庭等に対する施策の一環として策定するものであり、策定にあたっては同法第11条の基本方針を踏まえることとします。

3 計画の位置づけ

本計画は、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため、自立支援を総合的に推進する指針となるものです。また、「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」の「ひとり親家庭等の支援」に関する個別計画であり、佐賀県次世代育成支援地域行動計画との整合を図っています。



4 計画の期間

この計画の期間は「子ども・子育て支援事業計画」と終期を合わせて、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5 計画の対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

6 用語の定義

ひとり親家庭等	………	母子家庭、父子家庭、寡婦
母子家庭、父子家庭	…	以下のいずれかに該当し、20歳未満のこどもがいる家庭 ・ 配偶者が死亡した方 ・ 配偶者と離婚した方 ・ 配偶者の生死が不明な方 ・ 配偶者から遺棄されている方 ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養を受けられない方 ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない方 ・ 婚姻によらないで母・父となった方
寡 婦	………	かつて母子家庭の母であり、こどもが成人したのち、なお配偶者のない状態にある方